

## 第Ⅴ部 武蔵野市の社会資源

### 1. 日常生活支援

#### 在宅サービス一覧表

各サービスには対象要件があります。詳しくは問合せまでご連絡ください。

サービス	内 容	問合せ
レスキューヘルパー（高齢者等緊急訪問介護）	急病などで一時的に支援が必要な方に、通院同行、入浴介助、家事援助を行う。	高
認知症高齢者見守り支援ヘルパー	認知症の方に対して見守り、話し相手、散歩の付き添い等の支援を行う。	高
補助器具の貸与・給付	車椅子などの補助器具を貸与・給付 （介護保険制度の利用が優先）	高
住宅改善の給付	手すりや段差解消などの住宅改修 （介護保険制度の利用が優先）	高
緊急通報装置の貸与	慢性疾患を持つ方の自宅へ通報機を設置	高
防災用品の給付	電磁調理器、自動消火装置の給付	高
高齢者安心コール	毎週、専門職が電話による安否確認を行う	高
高齢者なんでも電話相談	市内の高齢者に関する相談に、専門職の相談員が対応し、サービスや窓口の案内をする	高
福祉電話貸与	一人暮らしの方などへの電話の設置・貸与	高
家具転倒防止金具等の取り付け	自宅の家具に転倒防止金具を取り付け	高
寝具乾燥及び消毒サービス	心身や住居の状況により寝具の乾燥・消毒ができない方へのサービス	高
在宅高齢者訪問歯科健診	在宅で通院困難な方に対する訪問歯科健診	高
はいかい高齢者探索サービス	認知症高齢者などの位置を探索する専用端末機の貸与	高
家族介護用品支給事業	重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族へおむつなどの介護用品を支給	高
家族介護慰労金支給事業	重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族へ年額 10 万円を支給	高
外出困難高齢者訪問理容・美容サービス	在宅で寝たきりの方への利用助成	社

サービス	内 容	問合せ
エンディング(終活)支援事業	エンディング等に関する相談、エンディングノートの配布・出前講座等の実施	高
レモンキャブ	一人で公共交通機関を利用することが困難な高齢者等の外出を支援するための移送サービス	社
ふれあい訪問収集	一人暮らしの高齢者などごみを出すことが困難な方を対象にごみ出し支援と声かけを行う	ごみ総合対策課
つながりサポート	在宅生活における相談援助、生活支援等のサービス	福祉公社

\* 高:高齢者支援課相談支援係60-1846、 社:市民社会福祉協議会23-0701

\*ごみ総合対策課:60-1802、 福祉公社:23-1165

※各サービスの詳細については、「高齢者サービスの手引き い・き・い・き」を参照してください。

**■高齢者サービスの手引き「い・き・い・き」**

**問 高齢者支援課 ☎60-1940**

介護保険や高齢者の方々へのサービス、医療、生きがい活動などをまとめた高齢者サービスの手引き「い・き・い・き」を、市役所、市政センター、各在宅介護・地域包括支援センターで配布しています。



### <ケアマネジャーの声>

武蔵野市発行の、高齢者サービスの手引き（い・き・い・き）を参照すると、様々な支援内容が記載されています。

その中でも、『高齢者見守り支援事業』は、認知症を抱える方々に介護保険では出来ない様々なサービスを受ける事ができる、武蔵野市独自の支援事業です。今まで出来ていた事が出来なくなったり、話し相手がいなくて閉じこもっている方々が、再び い・き・い・きとした生活を取り戻すきっかけになる、素晴らしい事業です。アセスメントなどを通して、認知症の方の QOL を上げる必要性や、介護をしているご家族の負担軽減の必要性を感じた時は、検討するのも良いと思います。

利用する場合には一定の条件があるので、まずは、在宅介護・地域包括支援センターに相談してください。

(S 居宅介護支援事業所 K さん)

## 2. 緊急医療情報キットについて

緊急医療情報キットとは、誰もが住み慣れた地域での生活を継続できる仕組みづくりの一環として、自宅で急に倒れて救急車を呼んだ時に、家族が居合わせない場合にも救急隊又は救急医療機関などに必要な情報が伝わるように備えておくキットである。

状態像が変わったときやモニタリングの際など、定期的に内容の更新を行う。

- 緊急医療情報キットの内容物：以下の6点。①案内 ②緊急医療情報シート ③書き方見本 ④封筒（シート保管用） ⑤シール（玄関内扉貼付用） ⑥マグネットクリップ（冷蔵庫貼付用）

図表 32 緊急医療情報キット



- 対象：武蔵野市民どなたでも（主な対象は、単身世帯もしくは日中独居である高齢者又は障害者としており、ケアマネジャー、在宅介護・地域包括支援センター、民生委員・児童委員等を通じて配布していただいている場合が多い。）
- 使用方法：①「緊急医療情報シート」に必要な事項を記入する。②シートが入っていることを表示した封筒にシートを入れ、マグネットクリップに挟んで冷蔵庫の扉に貼っておく。③玄関内扉にキットがあることが救急隊に分かるよう、表示シールを貼っておく。
- その他：①緊急医療情報キットは、市役所窓口（地域支援課）、市政センター、在宅介護・地域包括支援センターで配布している。②年に1度は緊急医療情報シートの記載内容のチェックを！

<問い合わせ先>  
 部署名：地域支援課  
 電話番号：60-1941

### 3. 高齢者を支える人材の確保・育成

#### (1) 介護人材の発掘と定着支援

介護人材の発掘、養成、育成、定着の推進を図るため、即戦力となる潜在的な有資格者の再就職や福祉分野への新たな就職に対する支援策として、令和2年度から「**介護職・看護職Reスタート支援金支給事業**」を実施している。対象事業所と対象資格を拡大して居宅介護新事業所やケアマネジャーも対象に加え、事業を継続している。

令和6年度からは、市内の介護施設等に就労する介護職等の資格取得及び更新、ステップアップに係る研修等(ケアマネジャーの法定研修)の費用を支援する「**介護人材確保・定着支援金支給事業**」を実施する等、人材の発掘・確保に取り組むとともに、市内で働く介護職の定着・育成支援を行っている。また、「**ケアプランデータ連携システム導入補助金支給事業**」を開始し、介護サービス事業所等の業務効率化と業務負担軽減を推進するための支援も行っている。

#### (2) ケアリンピック武蔵野の開催

平成27年度から介護と看護に従事する方々が誇りとやりがいを持って働きつづけられるよう、先進的な取り組み事例発表や講演会、介護に関するイベントを開催している。また、介護現場で本市の市民生活を支え続けた介護・看護職員に対し、市長が永年従事者表彰を行っている。

#### (3) 武蔵野市地域包括ケア人材育成センターによる、総合的な人材確保・育成事業

平成30年12月に開設した「地域包括ケア人材育成センター」では、介護・福祉人材の養成、質の向上、相談受付、情報提供、事業者・団体支援等について一体的な取り組みを行っている。高齢者分野に限らず障害分野を含めた約370の福祉サービス事業者が登録しており、上記取り組みを通して地域包括ケアの推進を図っている。

介護・福祉人材の養成では、認定ヘルパーの養成、介護職員初任者研修によるヘルパー養成を定期的実施し、喫緊の課題である介護人材の確保を中心に行っている。

質の向上、事業者・団体支援については、介護職員向けの喀痰吸引等研修を実施することで医療ニーズに対応するとともに、認知症研修や技術研修、管理者向け研修を実施し地域の介護職員や事業所のスキルアップに寄与している。そのほか、職員定着支援の一環としてフォローアップ研修にも注力している。

介護職員の悩み相談、事業所の職員採用についてなど、幅広い内容についても相談受付・情報提供を行っている。

## 地域包括ケア人材育成センターに関する Q&A

Q1. 地域包括ケア人材育成センターは、主に介護職への支援を行っていると思いますが、ケアマネジャーも参加できる研修や相談窓口はありますか？

A1. 当センターでは介護職の養成研修やスキルアップ研修、介護・福祉従事者の悩み相談受付などを行っています。養成研修については介護職に特化したものになりますが、技術研修、認知症支援研修、管理者向け研修など、介護職に限らず地域包括ケアを担う他職種が参加できる研修もあります。また、悩み相談についてもサービス種別や職種を問わず受け付けていますので、ケアマネジャーの方々もご活用ください。

Q2. どのような相談をすることができますか？

A2. 当センターでは以下のような相談を受け付けています。

### <従事者>

- ・職場環境、メンタルヘルスに関わる悩みごと
- ・介護分野への就労、資格取得に関すること 等

### <事業者>

- ・事業者での採用活動、広報について
- ・イベントや、従事者との交流機会など、地域での活動に関すること 等

電話相談のほか、来所・訪問での面談、オンラインでの面談も対応します。まずは当センターまでお電話ください。

また、相談内容のうち、法的助言が必要な場合には別途、弁護士への法律相談をご案内します。当センターと連携している法律事務所の弁護士が対応し、助言を受けることができます。

(1回1時間以内、無料。事前にヒアリングシート記入等があります。)

Q3. 痰の吸引や経管栄養等の対応ができるヘルパーを探しています。ケアをするにあたって研修が必要と聞いていますが、どのようなものでしょうか。

A3. 介護職が痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアを行う場合には「喀痰吸引等研修」の修了、都への事業者登録、従事者登録が必要となります。第1～3号研修のうち、当センターでは第3号研修（特定の利用者を対象として行う研修）を開催しています。基本研修から始まる全課程は年1回開催、実地の研修は随時受け付けています。開催については全登録事業者へご案内しますので、都度ご確認ください。

### <問い合わせ先>

部署名 : 武蔵野市地域包括ケア人材育成センター  
電話番号 : 20-3741

## 4. 介護保険制度と障害者施策

### (1) ホームヘルプサービスの内容変更

介護保険が優先するが、次の条件に該当し、障害福祉サービスの利用が必要と認められる場合、障害者総合支援法の認定審査会、サービス調整会議の決定により対象となる。なお、原則1割の費用負担がある。

- 原則として、「重度訪問介護」、「重度障害者包括支援」、「行動援護」の対象者のうち、次の要件に全て該当する方。
  - ・両上肢、両下肢、いずれにも障害が認められる肢体不自由1級の身体障害者手帳を所持する方及びこれと同等の障害を有する方。
  - ・介護保険法で要介護5の認定を受けていて、かつ障害者総合支援法で障害支援区分6と認定された方。
- 独居世帯及び介護者が不在の場合、又は、介護者が高齢病弱で介護能力が低いと認められる場合。
  - ・介護保険の区分支給限度額を全て使い切り、なおサービスが必要な状況であれば、ケアプランを作成し、サービス担当者会議の開催を必須とする。
  - ・サービス担当者会議で検討されたサービス案をもとに障害者福祉課で行うサービス調整会議で認められた場合。
- 視覚障害の身体障害者手帳を所持している方のうち、外出、代読、代筆について介護保険での対応が困難な場合。

<問い合わせ先>

部署名 : 障害者福祉課 基幹相談支援センター  
電話番号 : 60-1847

### (2) 自立支援医療費制度（精神通院医療）

精神疾患のため通院による継続的な治療を受ける場合の負担軽減を図る制度である。

通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となるが、自立支援医療費制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減される。

本制度は、精神通院医療に係る往診・デイケア・訪問看護・てんかんの診療及び薬代等も対象としている。なお、訪問看護事業所は一ヶ所のみ利用可能である。

<問い合わせ先>

部署名 : 障害者福祉課 管理係  
電話番号 : 60-1904

### (3) 難病患者への支援について

難病医療費等助成の対象疾病に罹患し、基準を満たしていると認定された方は、下記のような支援制度がある。

#### ○難病医療費等助成制度

難病医療費等助成の対象疾病に罹患し、基準を満たしていると認定された方は、その治療に係る診療・調剤・訪問看護に要する医療費等の一部を公費負担する制度である。

#### <問い合わせ先>

部署名：障害者福祉課 管理係  
電話番号：60-1904

#### ○在宅難病患者一時入院事業

常時医学的管理の下におく必要のある難病患者の方の家族などの介護者が、自身の病気や事故などの理由によって一時的に介護ができなくなった場合、難病患者の方が都内の委託医療機関に短期間入院できる制度である。

#### ○在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業

在宅療養中の人工呼吸器使用難病患者の方が、医療保険で定める回数を超えて1日複数回の訪問看護が受けられる制度である。

#### <問い合わせ先>

部署名：多摩府中保健所 保健対策課  
電話番号：042-362-2334（代）

### (4) 武蔵野市障害者福祉センターにおける支援について

障害者の地域生活を支援する施設。社会福祉法人武蔵野が指定管理者となり、障害者総合支援法の各種事業や専門相談などの市独自事業も行っている。

#### ◆専門相談(障害者相談支援事業所 ほくと)

○原則、市内在住 65 才未満の方を対象(視覚障害者相談支援事業は年齢制限なし)

##### ①リハビリ相談

補装具、日常生活用具などに関する相談に、理学療法士、作業療法士などが対応。

##### ②視覚障害者相談支援事業

視覚障害に関する相談に、視覚障害者生活支援員が対応。

##### ③高次脳機能障害相談支援事業(高次脳機能障害相談室 ゆいっと)

高次脳機能障害に関する相談に、専門の相談員が対応。

【問い合わせ先】①リハビリ相談、②視覚障害者相談は、電話55-3616

③高次脳機能障害者相談は、電話55-5018

◆計画相談(障害者相談支援事業所 ほくと)

○市内在住で概ね 18 歳～65 才未満の方で、障害者総合支援法サービス利用者。

○障害者総合支援法の通所サービスや同行援護などのサービスを利用するときに必要な「サービス等利用計画」の作成等(介護保険利用者は介護保険が優先)。

【問い合わせ先】 障害者相談支援事業所 ほくと 電話55-3616

◆通所サービス

○障害者総合支援法に基づく通所事業と市単独事業を運営している。

①自立訓練(機能訓練)

・対象は、市内在住の概ね 18 歳～65 歳未満の主に病院等から退院、または退所する方。原則として、身体障害者手帳を所持している方、または難病の方。

・障害のある方が日常生活または社会生活を営む上で必要な身体機能や生活能力の維持向上を目的とした支援を実施。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師などによる日常生活訓練、作業活動、体操など。また、視覚障害者生活支援員による視覚障害者リハビリ訓練として、歩行や点字、日常生活動作訓練などを実施。

・利用登録期間は最長 1 年で、必要に応じて 6 カ月の延長あり。

②生活介護(中途障害者デイサービス)

・対象は、市内在住の概ね 18 歳～65 歳未満の障害のある方で、介護保険による通所サービスを利用していない方。原則として、身体障害者手帳を所持している方、または難病の方。

・中途障害のある方に、日中活動の場を提供し、余暇活動の提案や社会参加の支援を実施(レクリエーション、調理や創作的活動、体操、社会参加活動など)。

・利用登録期間は 65 歳到達日の前日まで。

※①自立訓練(機能訓練)、②生活介護(中途障害者デイサービス)を希望される方で、身体障害者手帳を所持していない場合は要相談。

【問い合わせ先】 生活リハビリサポートすばる 電話55-3612

◆障害者講習会

○障害のある方を対象とした趣味・教養等の講座

○対象は、市内在住で障害者手帳を所持している方、講座によっては年齢上限あり。

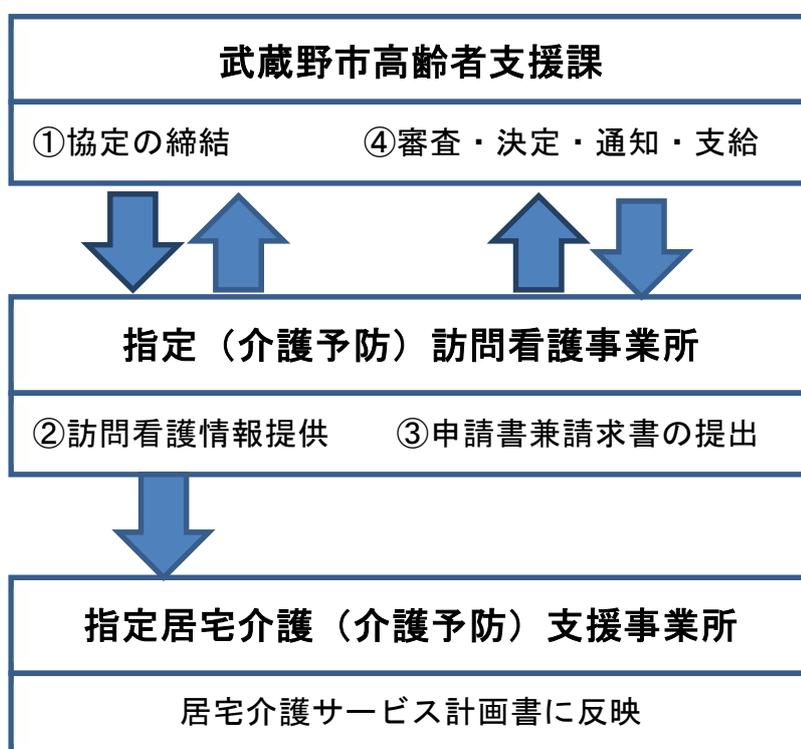
【問い合わせ先】 障害者福祉センター講習会担当 電話55-3825

## 5. 武蔵野市訪問看護と介護の連携強化事業

住み慣れた地域で安心して暮らしてつづけるための基盤として、医療と介護の連携は必要不可欠である。医療ニーズが高い高齢者の在宅生活を支えることや今後さらに増加する医療ニーズのある重度の要介護単身高齢者等でも在宅生活を継続できるようにするためには、訪問看護事業者が、利用者の状況を的確に居宅介護支援事業者に情報提供する、武蔵野市独自の連携の仕組みを構築しなければならない。

そのため「武蔵野市訪問看護と介護の連携強化事業」は、武蔵野市民に対して介護保険で指定（介護予防）訪問看護を行っている指定（介護予防）訪問看護事業者が、指定居宅介護（介護予防）支援事業者に対して訪問看護の質の高い情報提供をした場合に、武蔵野市から「武蔵野市訪問看護と介護の連携強化事業連携費」を支給することとする。

図表 33 武蔵野市訪問看護と介護の連携強化事業 イメージ図



- ①武蔵野市と指定（介護予防）訪問看護事業所との協定締結
  - ②指定（介護予防）訪問看護事業所が指定居宅介護（介護予防）支援事業所へ情報提供
  - ③指定（介護予防）訪問看護事業所は、②を実施後、翌月にまとめて武蔵野市へ申請兼請求
  - ④武蔵野市は支給の可否を決定し、指定（介護予防）訪問看護事業所へ通知
- ※通知及び支給は、給付実績確認後振込処理（サービス提供後の3ヶ月後）

<問い合わせ先>  
部署名 : 高齢者支援課 介護サービス担当  
電話番号 : 60-1925

## 6. 生活困窮者自立支援事業について

武蔵野市では平成27年より生活福祉課に生活保護も含めた生活困窮に関する相談窓口を設置している。

相談窓口：生活福祉課（市役所2階）電話：60-1254 8:30～17:00

### （1）生活困窮者自立支援事業とは

生活保護に至っていない生活困窮者に対するセーフティネット。

生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

### （2）支援対象者

「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」をいう。

生活福祉課及び自立相談支援機関の相談支援については、収入・資産・年齢等の要件はない。相談者が経済的に困窮していると感じている場合や、適切な判断ができず生活困窮に陥るおそれがある場合は支援対象となる。

### （3）支援に至るまでの流れ

生活福祉課にて、生活保護の対象も含む生活困窮者全般の相談を受けている。必要に応じて訪問対応している。

生活保護に該当する方は生活保護担当へ、生活保護に至らないものの生活困窮者に該当する方は生活自立支援センター（福祉公社）へつなぐ。また、生活保護や生活困窮に該当されない方も、相談者の課題解決のため、適切な窓口へつなぐ。

#### (4) 本市で実施している生活困窮者自立支援事業

##### ① 自立相談支援事業

###### i 対象

現に経済的に困窮し、心身や家庭などのさまざまな課題を抱える失業者や多重債務者など、自分一人では課題解決が困難な方。

###### ii 事業内容

生活困窮に関する相談だけでなく、仕事、心身のことなどについて相談を受け、相談支援員が課題の解決に向けた支援を行う。家計改善支援事業等の生活困窮者自立支援事業を自立支援計画に位置づけ、計画的・継続的な支援を行う。

###### iii 主な支援

- a)家計に関する相談支援 収入・資産状況の把握等
- b)就労支援 ハローワーク専任職員による就労支援等
- c)転宅支援 民間物件情報提供、不動産業者への同行等

##### ② 住居確保給付金

###### i 対象

離職して2年を経過していない又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済困窮し、住宅喪失またはそのおそれのある方(収入・資産要件あり)。

###### ii 事業内容

3カ月を原則として、家賃相当額を支給(上限額あり)。求職活動の義務あり。

※令和7年4月1日に制度改正予定

##### ③ 家計改善支援事業

###### i 対象

家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善に関する支援又は家計管理能力を高める支援を受ける必要がある方。

###### ii 事業内容

家計管理の意欲や家計管理の力を高め、早期に家計を再生し、生活困窮状態となることを予防。家計改善支援員とともに家計の状況を理解して、家計の状況を「見える化」。家計表等を活用しながら出納管理の支援、滞納の解消、各種給付制度に向けた支援等。

#### ④ 就労準備支援事業

##### i 対象

「生活習慣の形成・改善が必要である」「他者との関わりに不安がある」など直ちに就労が困難な方(収入・資産要件あり)。

##### ii 事業内容

1年を基本とした計画的・集中的な就労準備支援。

##### iii プログラム

「日常生活自立・社会生活自立に関する支援、就労体験」の利用機会の提供等。

#### ⑤ 学習支援事業

##### i 対象

生活保護・児童扶養手当受給世帯、生活困窮世帯(収入・資産要件あり)。小学3年生から中学3年生、前年度に学習支援事業を利用した高校生。

##### ii 事業内容

基礎学力向上を目的とした少人数の補習教室。国語・算数(数学)・英語。

<問い合わせ先>

部署名 : 生活福祉課 生活相談係

電話番号 : 60-1254

## 7. 公益財団法人武蔵野市福祉公社について

公益財団法人武蔵野市福祉公社は、武蔵野市が出資し設立した公益財団法人で、「住み慣れたところでいつまでも」の理念のもと、成年後見事業や地域福祉権利擁護事業などの権利擁護事業、訪問介護サービス事業や居宅介護支援事業などの介護保険事業、高齢者総合センター及び北町高齢者センターの指定管理事業の受託など、高齢者や障害者等の在宅生活を支えている。

最近では、生活困窮者自立相談支援事業を受託したり、北町高齢者センターに子育てひろばを併設するなど、事業対象を広げ幅広い市民にサービス提供している。

### 〈本部事業〉

#### (1) 権利擁護センター

権利擁護センターは、安全で安心な尊厳ある生活を支えるため、身上保護、財産保全、意思決定支援等の権利擁護に関連した以下の事業を実施している。

- ① つながりサポート事業（入退院支援・没後契約等）＊新規契約受付は終了
- ② 入退院・没後サポート事業（令和6年より新規スタート事業）
- ③ 権利擁護レスキュー事業（他制度につながる間の緊急一時的金銭管理支援等）
- ④ 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助等事業）  
※東京都社会福祉協議会受託事業
- ⑤ 成年後見人等受任事業（成年後見制度に基づく法人による成年後見人等の受任）
- ⑥ 生活保護受給者金銭管理支援事業（生活保護受給者の金銭管理支援等）  
※武蔵野市健康福祉部生活福祉課受託事業
- ⑦ エンディング相談支援事業（没後等に関する相談、普及啓発等）  
※武蔵野市健康福祉部高齢者支援課受託事業
- ⑧ 老いじたく講座等による老いじたく全般に関する普及・啓発等

#### (2) 生活自立支援センター ※武蔵野市健康福祉部生活福祉課受託事業

生活自立支援センターは、平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある市民に対し、様々な社会制度やサービスを活用し、自立に向けた以下の事業を実施している。

- ① 自立相談支援事業（様々な生活課題の整理と解決、自立に向けた伴走型支援）
- ② 住居確保給付金事業（一定要件のもと求職期間中の家賃相当額の支給等）
- ③ 家計改善支援事業（家計の見える化等による生活困窮の予防等）

### (3) 成年後見利用支援センター ※武蔵野市健康福祉部地域支援課受託事業

成年後見利用支援センターは、成年後見制度利用促進に係る中核機関として、令和2年4月に開設した。武蔵野市と公益財団法人武蔵野市福祉公社が連携して運営し、成年後見制度の総合相談や普及・啓発に関する事業を実施している。

### (4) ホームヘルプセンター武蔵野

在宅介護・地域包括支援センターからの依頼や民間事業所では支援が難しい利用者へのサービス提供、また認知症見守り支援ヘルパーおよび、レスキューヘルパー等を市から受託している。武蔵野市の訪問介護事業のセーフティネットとしての役割を果たすため、以下の事業を実施している。

- ① 訪問介護サービス（介護保険・総合事業・自費サービス）
- ② 居宅介護・重度訪問介護（障害者総合支援法等）・移動支援事業  
※武蔵野市健康福祉部障害者福祉課受託事業
- ③ 生活支援事業（認知症高齢者見守り支援ヘルパー・レスキューヘルパー・感染症対応レスキューヘルパー・産前産後ヘルパー事業・子育て世帯訪問支援事業）  
※武蔵野市健康福祉部高齢者支援課受託事業

### (5) ケアプランセンター

市内ケアマネジャーの人材不足やスキル向上のため、法人としてケアマネジャーの育成・増員について積極的に取り組み、セーフティネットとしての役割を果たしている。市内の居宅介護支援事業所や関係機関と連携し、様々な課題を抱えた利用者、家族を包括的に支援している。

### (6) 地域包括ケア人材育成センター ※武蔵野市健康福祉部地域支援課受託事業

平成30年12月、介護・福祉人材の総合的・一体的な支援を行う機関として、武蔵野市地域包括ケア人材育成センターを開設した。開設当初より事業を徐々に増やし、現在では下記の事業を実施している。

- ① 人材養成事業、人材育成事業（研修開催）
- ② 従事者の悩み相談などの介護人材定着事業
- ③ 事業者・団体支援事業
- ④ 就労相談、広報啓発等の地域人材の掘り起こし事業

## 〈高齢者施設の管理運営等受託事業〉

### (7) 高齢者総合センター

平成5年に設立し、指定管理者または市の事業の受託者として高齢者総合センターの施設管理及び、社会活動センター講座に通う高齢者、デイサービスセンターを利用する要支援者、介護の相談に訪れる市民等に対し各種サービスを展開している。

- ① 在宅介護・地域包括支援センター事業 ※武蔵野市健康福祉部高齢者支援課受託事業  
武蔵野市の在宅介護・地域包括支援センターとして下記エリアを担当している。  
担当エリア：中町、西久保、緑町、八幡町
- ② 住宅改修・福祉用具相談支援センター事業 ※武蔵野市健康福祉部高齢者支援課受託事業  
理学療法士、作業療法士による住環境整備及び、福祉用具に関する相談等を受けるとともに、コンチネンスアドバイザーによる排泄ケア相談、言語聴覚士によるコミュニケーション、摂食・嚥下等の相談を実施している。
- ③ デイサービスセンター事業 ※指定管理事業  
常勤の理学療法士を配置し、個別機能訓練に力を入れ、利用者の自立を支援している。また、医療ケアを必要とする利用者、多課題を抱える利用者を積極的に受け入れ、セーフティネットとしての機能も果たしている。
- ④ 社会活動センター事業 ※指定管理事業  
60歳以上の市民を対象に、社会参加（仲間づくり、生きがいくくり、外出のきっかけづくり）を目的とした20以上の初心者向け講座を運営している。運動系講座では安全面を考慮し、要支援2までの方が対象。（令和5年度現在）

### (8) 北町高齢者センター ※指定管理事業

昭和62年に全国初の単独型デイサービスとして設立され、地域住民ボランティアと協力しながら運営してきた。平成29年には子育てひろば「みずきっこ」が併設され、世代間交流が行われている。

- ① デイサービスセンター（コミュニティケアサロン）事業  
設立当初からのサロンの雰囲気大切にされたデイサービスセンター。ボランティア講師による趣味活動の充実、個浴、施設内厨房で料理した食事の提供、花や木のある庭、個別機能訓練実施などの特色がある。
- ② 子育てひろば「みずきっこ」  
未就学児の親子対象の常設ひろば、各種子育て支援のイベントが充実している。

